

## 交通指導隊員3名に表彰状

令和4年度正しい交通ルールを守る運動県民大会が11月17日、盛岡市都南文化会館で開催されました。

大会では長年地域の交通安全に尽力している交通指導隊員が表彰され、本町の山形鏡子さん（小屋瀬）と山崎邦廣さん（小田）に県知事表彰（勤続10年以上）が、下柳靖彦さん（浦子内）に県交通指導隊連絡協議会長表彰賞（勤続5年以上）が送られました。



賞状を手にする（左から）山形鏡子さん、下柳靖彦さん、山崎邦廣さん

## 特定地域づくり事業協同組合

### 土谷一郎さん（元木）を初採用

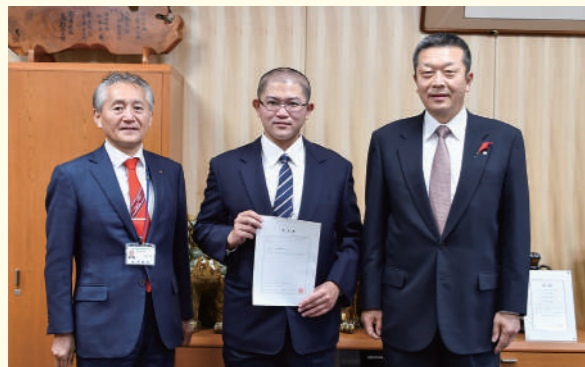
12月1日、葛巻町特定地域づくり事業協同組合（理事長、鈴木重男町長）に土谷一郎さん（30歳）が採用されました。

同組合は町内7事業所が共同で設立した労働者派遣を行う組合で、土谷さんは初の採用職員です。陸上自衛隊を退職してUターンした土谷さんは「育ててもらった町に恩返しできるよう、何事も経験だと思って頑張ります」と話していました。

同組合では、引き続き職員を募集しています。

葛巻町特定地域づくり事業協同組合

（くずま～る内） ☎66-2111（内線424）



辞令を受け取った土谷一郎さん（中央）

1月10日は110番の日

## 確認しよう

### 110番のかけ方

1月10日は「110番の日」です。110番の適切な利用方法を知りましょう。

#### ■110番のしくみ

岩手県内のどこからかけても、警察本部（盛岡市）の「通信指令課」で受けます。各種事件、事故などの通報内容を聞きながら、同時にパトカーなどを事件現場に急行させます。かけた相手の人を呼び出し、必要なことを聞き直すことができる「逆信・保留」機能があります。

#### ■上手な110番のかけかた

110番をかけるときは、慌てずに次の順でお話してください。

- ①何があったのか  
一番先に話してください
- ②どこか  
市町村名、番地、目標となる建物など
- ③いつごろか  
「たった今」、「何分くらい前」など
- ④犯人は、相手は  
犯人の人相・服装、車のナンバー・色など
- ⑤今、どうなっているのか  
事件や事故の様子、けが人の状態など
- ⑥あなたの、住所・名前・電話番号



#### ■110番映像システム

110番をした人に、スマートフォンで撮影した事件、事故や災害現場などの映像、および画像を送ってもらう「110番通報システム」があります。110番の通報時に、警察が映像などの送信を依頼することがありますので、ご協力をお願いします。

#### ■相談電話は#9110または駐在所へ

110番は、事故や事件の緊急通報電話です。警察への相談は#9110、または駐在所へご連絡ください。

岩手警察署葛巻駐在所 ☎66-2609



110番の適切な利用を呼びかける葛巻駐在所の職員の皆様

## 水道、下水道の使用料金を支援します



町では、電気、ガス、原油価格など物価高騰の影響を受けている町民および事業者に対し、水道料金、下水道使用料の一部を支援します。交付手続きなど詳しくは後日お知らせします。

#### ■水道料金緊急支援事業

▷交付対象

- ①町内の水道使用者
- ②水道未普及地域の世帯および事業者

▷支援金額（基本料金3か月分）

- |     |                     |
|-----|---------------------|
| 家庭用 | 5,280円（1,760円/月×3）  |
| 業務用 | 10,560円（3,520円/月×3） |
| 工業用 | 28,050円（9,350円/月×3） |

#### ■下水道使用料緊急支援事業

▷交付対象

町内の農業集落排水に接続または浄化槽を設置している世帯および事業者

▷支援金額（基本料金3か月分）

- |     |                    |
|-----|--------------------|
| 家庭用 | 4,950円（1,650円/月×3） |
| 業務用 | 6,600円（2,200円/月×3） |

#### ■高齢者世帯下水道使用料支援事業

▷交付対象（次の要件をすべて満たす世帯）

- ①世帯構成員の中に75歳以上の者がいる世帯  
（令和4年4月1日～令和5年3月31日の期間）
- ②令和5年1月1日（基準日）時点で農業集落排水に接続または浄化槽を設置しており、基準日の1年以上前から継続して使用している世帯

▷支援金額

1世帯 12,000円

農建設水道課 ☎65-8987



水道に関する各種手続きはくずま～る3階です

## 畜産農家の生産資材に補助金を交付します

町では、原油価格の値上げ、円安の急激な進行およびウクライナ情勢による飼料穀物の相場の上昇など、社会情勢の影響による畜産生産資材価格の高騰への対策として、畜産を営む人に次のとおり補助金を交付します。対象者には個別に手続きを案内します。

▷交付対象

町内に住所を有し、畜産を営む個人または法人で、令和3年分の税申告をし、令和4年も継続して畜産を営んでいる人

▷補助内容

令和4年分の対象経費（税申告において、畜産に係る経費として計上した肥料費、飼料費、動力光熱費）の合計額から、令和3年分の対象経費（同上）の合計額を差し引いた額の1/4（上限200万円、下限1万円）

※他の補助金等の交付を受けている、または受けようとする場合は、その額を対象経費から除く

▷交付手続き

①補助金概算払請求

1月～2月に補助金の一部の早期交付を希望する場合には概算払請求書を提出します。補助金の額は、家畜の飼養頭数により異なります。

②補助金交付申請

令和4年度分の税申告後に、申告書の写しや収支内訳書などの必要書類を添付して申請します。

③交付請求（精算）

交付決定後、補助金交付請求書を提出します。交付は3月～4月の予定です。概算払いを受けた人は残りの補助金が交付されます。

▷概算払請求の手続き期間

1月4日（水）～31日（火）

農林環境エネルギー課 ☎65-8984

